

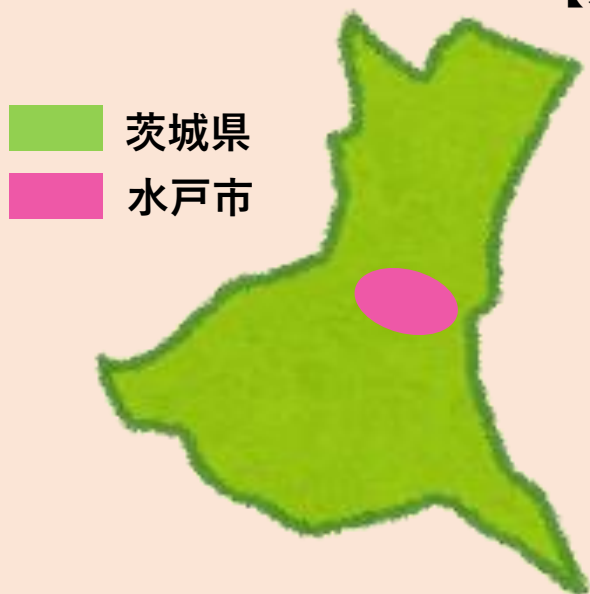
自動車営業を行う事業者様へ

令和6年1月1日から 自動車営業の制度が変わります！

変更の内容

令和6年1月1日以降に自動車営業の許可を取得した方は、水戸市を含む茨城県内一円で営業を行うことができます。

【県・水戸市の両方で営業する場合】



現行

県 + 水戸市
両方の許可が必要



R6.1.1以降の許可

県又は水戸市の
いずれかの許可でOK

営業許可の申請先

- 茨城県内にお住まいの方 ▶ 住所地を管轄する保健所へ
- 県外にお住まいの方 ▶ 主な営業場所を管轄する保健所へ

※自動車営業は、店舗での営業と異なる部分がありますので、管轄の保健所にお問合せください。

<お問合せ先>

県内保健所及び水戸市保健所まで（詳細は裏面 ▶）

県内お問合せ先一覧

事務所名	所在地	電話番号
中央保健所	水戸市笠原町993-2	029-241-0100 (代)
ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町95	029-265-5515 (代)
日立保健所	日立市助川町2-6-15	0294-22-4188 (代)
潮来保健所	潮来市大洲1446-1	0299-66-2114 (代)
竜ヶ崎保健所	龍ヶ崎市2983-1	0297-62-2161 (代)
土浦保健所	土浦市下高津2-7-46	029-821-5342 (代)
つくば保健所	つくば市松代4-27	029-851-9287 (代)
筑西保健所	筑西市二木成615	0296-24-3913 (代)
古河保健所	古河市北町6-22	0280-32-3021 (代)
県庁保健医療部 生活衛生課	水戸市笠原町978-6	029-301-3424 (直)
水戸市保健所	水戸市笠原町993-13	029-243-7328 (直)

自動車営業の対象となる営業許可

- ・ 飲食店営業 …食品の調理を行う営業
- ・ 魚介類販売業…鮮魚介類を販売する営業（容器包装に入れられた状態で販売する場合を除く）
- ・ 食肉処理業 …家畜・家きん以外の獣畜をとさつ・解体する営業

H A C C P に沿った衛生管理

営業を行う場合はH A C C P に沿った衛生管理を行う必要があります。施設及び営業内容に応じた衛生管理計画を作成し、記録を残すようにしましょう。詳しくは、保健所にお問合せください。

営業許可の申請について

茨城県保健医療部生活衛生課HP

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/eisei/syokuhin_eigyoukyoka.html